第7 収容人員の算定

1 共通的取扱い

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、省令第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位である(政令第2条が適用される場合を除く。) が、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条及び条例第44条の適用については階単位とする。
- (2) 上記によるほかは、東京消防庁予防部防火管理課編集発行の防火管理指導指針 I 「収容人員の算定」によること。

2 政令別表第1の各項ごとの取扱い

政令別表第 1 の各項ごとの収容人員の算定にあたっては、東京消防庁予防部防火管理課編集発行の防火管理指導指針 I 「収容人員の算定」によること。

3 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- (2) 従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りではない。
- (3) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。((6)項ニ、(7)項関係)
 - ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。
 - イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
 - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。